

教職員懲戒処分の公表基準

石川県教育委員会

1 目的

教職員の非違行為に対する懲戒処分について、原則として次に定めるとおり公表することとし、もって、教職員の服務規律の徹底を促し再発防止を図る。

2 公表対象

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）

3 公表内容

公表内容は、原則として次の項目とする。

| 免職の場合 | 免職以外の場合 |
|---|--|
| (1) 処分年月日 (2) 被処分者 氏名 所属校名等 職名 年齢 性別 (3) 処分内容 処分量定 事案の概要 処分事由 | (1) 処分年月日 (2) 被処分者 所属所在地域 ・ 県立学校 加賀地区、金沢地区、能登地区の別 ・ 市町立学校 所管する教育事務所の別 所属区分（学校種等） 職名 年齢 性別 (3) 処分内容 処分量定 事案の概要 処分事由 |

なお、免職以外の場合においても、学校運営に重大な支障を及ぼす服務事故である場合は、氏名及び所属校名等を公表することができる。

4 公表の例外

被害者等が公表を望まない場合又は公表により被害者等が特定され、プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

5 公表の時期及び方法

処分後速やかに、資料提供その他適宜の方法により公表する。

附 則

この基準は、平成19年 4月 1日から適用する。